

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第16号）（行財政局税務部税制課）

産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、平成23年3月31日に適用期限が到来する市民税の法人税割の税率の特例措置（超過課税）の適用期限を5年延長することとしました。

この条例は、平成22年10月12日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の2中「平成18年4月1日」を「平成23年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例附則第4条の2の規定は、平成23年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割について適用し、同日前に終了した各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)